

東京大学大学院総合文化研究科 准教授または講師 公募要項

1.	職名及び人数	准教授、または講師 1名
2.	契約期間	2025年4月1日～2030年3月31日
3.	更新の有無	更新はしない
4.	試用期間	採用された日から14日間
5.	就業場所	大学院総合文化研究科（東京都目黒区駒場3-8-1） 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
6.	所属	大学院総合文化研究科超域文化科学専攻比較文学比較文化コース
7.	業務内容	1) 教養学部前期課程（1・2年生）におけるドイツ語、比較文学比較文化関連の教育。 2) 教養学部後期課程（3・4年生）教養学科超域文化科学分科（現代思想コース）における哲学・思想関連の教育と研究指導。 3) 大学院・超域文化科学専攻・比較文学比較文化コースにおける哲学・思想関連科目の教育と研究指導。 4) 上記の活動に関わる組織・行政上の業務。 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
8.	就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9.	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10.	休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
11.	賃金等	学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。 参考 博士修了/34万円～ 諸手当 賞与（年2回）、通勤手当（原則55,000円/月まで）の他、本学の定めるところによる。
12.	加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
13.	応募資格	1) 哲学・思想及びその関連分野で博士号あるいはPh. D.を取得、あるいはそれと同等の顕著な研究歴を有すること。哲学・思想以外の分野をもカバーする学際性を有すること。 2) ドイツ語について十分な運用・教育能力があること（ドイツ語圏への留学経験、ドイツ語での発表・論文等の業績があることが望ましい）。 3) ドイツ語の教育歴があるほうが望ましい。 4) 日本語を母語としない場合、学内の業務に支障のない日本語能力を有すること。
14.	提出書類	1) 東京大学統一履歴書（様式については以下のURLからダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html ※記入要領については上記URLによらずに以下を参照ください。 https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/rireki_20220823.pdf 2) 研究業績一覧（形式自由）1通。 3) 代表的な著書（博士・Ph. D.学位論文を含む）または論文 合計3点。 4) 前記3)の各業績の日本語要旨（各2000字以内。形式自由）1通。 5) 教育（前期、後期、大学院）に関する抱負（2000字以内。形式自由）1通。 6) 採用後の研究活動計画書（2000字以内。形式自由）1通。 7) 応募者について照会できる人物2名の氏名・所属・連絡先。

15.	提出方法	<p>〈電子媒体での提出の場合〉</p> <p>上記書類の電子ファイルを以下の URL にアップロードすること。</p> <p>https://davw03.ecc.u-tokyo.ac.jp/public/kEY8guB1VFzjAxD2-xfNd-seCeIFT6lUKeJ0KcSKP8PK</p> <p>※2～3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。</p>
16.	応募締切	2024年6月30日（日）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。
17.	問い合わせ先	<p>〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1</p> <p>大学院総合文化研究科超域文化科学専攻比較文学比較文化コース</p> <p>担当：梶谷真司</p> <p>TEL：03-5454-6330 e-mail：skajitani2020@g.ecc.u-tokyo.ac.jp</p>
18.	募集者名称	国立大学法人東京大学
19.	受動喫煙防止措置の状況	原則敷地内禁煙（屋外に指定喫煙場所あり）
20.	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言（2009.3.3）」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。